

○幹部昇任予定者地域実務研修実施要領の制定について(通達)
(平成 21 年 10 月 30 日岡地第 359 号／岡務第 759 号／岡教第 914 号警察本部長例規)

改正 平成 24 年 3 月岡務第 287 号 平成 25 年 2 月岡地第 51 号
平成 25 年 3 月岡務第 204 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 8 月 29 日岡地第 257 号 令和 5 年 3 月 7 日岡務第 205 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長

このたび、別添のとおり幹部昇任予定者地域実務研修実施要領を制定し、平成 21 年 10 月 30 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

幹部昇任予定者地域実務研修実施要領

第 1 趣旨

この要領は、地域警察部門の活性化と実務能力の向上を図るために実施する地域実務研修(以下「研修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象者

研修は、次のいずれかに該当する者(以下「研修生」という。)を対象として行う。

- (1) 警部補昇任試験合格者及び巡查部長昇任試験合格者のうち、警察本部に勤務し、かつ、地域実務の経験が 5 年未満であるもの
- (2) その他特に研修を必要と認める者

第 3 研修生の選考

地域部地域課長(以下「地域課長」という。)は、研修生を選考するものとする。この場合において、地域課長は、警務部警務課長、警務部教養課長及び関係所属長と協議するものとする。

第 4 研修回数

研修は、毎年 1 回以上実施するものとする。

第 5 研修期間

研修期間は、おおむね 15 日間とする。

第 6 研修内容

1 本部教養

警察本部における教養は、地域部地域課及び地域部通信指令課において、警察署地域課係長等として必要な地域警察の企画、指導及び実務に関する基礎的な教養を行う。

2 通信指令課における実務研修

- (1) 地域部通信指令課次長を研修責任者とし、研修体制を整えるものとする。
- (2) 研修生は、通信指令業務を1日勤程度行うものとする。
- (3) 研修生は、地域実務(通信指令課)研修日誌(様式第1号)を作成し、地域部通信指令課長を経て地域課長に報告すること。

3 指定警察署における実務研修

- (1) 研修先として指定する警察署(以下「指定署」という。)は、岡山中央、岡山西、岡山南、倉敷及び津山の各警察署とする。ただし、地域課長は、必要があると認めるときは、他の警察署を研修先として指定することができるものとする。
- (2) 指定署の署長は、次により研修生に対する研修体制を整えるものとする。
 - ア 副署長又は地域安全官を総括責任者とする。
 - イ 警察署地域課長を研修責任者とする。
 - ウ 呼出し、待機等の勤務については、指定署の地域警察官と同様に取り扱うこと。
- (3) 研修の方法
 - ア 指定署の署長は、研修生の勤務場所として主要な交番を指定すること。
 - イ 交番における交替制勤務を基本として、機動警ら係業務及び指導係業務を各1当務程度行わせることとし、雑踏警備等の特別勤務についても指定署の地域警察官と同様の勤務指定を行うこと。ただし、捜査本部等への転用勤務は指定しないこと。
- (4) 研修生は、研修期間中、地域実務(指定署)研修日誌(様式第2号)を作成し、指定署の署長の決裁を受け、研修終了後に地域課長に報告すること。
- (5) 研修先は、原則として研修生が通勤可能な指定署とする。

第7 研修生の身分

研修生の研修期間中の身分は、地域部地域課の兼務とし、研修は同課からの派遣とする。

第8 各種勤務手当

研修期間中の時間外勤務、特殊勤務等については、地域部通信指令課及び指定署において勤務実態を集約し、研修生の所属に通知するものとする。

第9 文書の保存

この例規通達に定める様式による文書は、地域部地域課において1年間保存するものとする。

第10 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、地域課長が別に定める。